

大野城市 出産・子育て応援金給付事業のご案内

大野城市では、令和5年1月31日より、すべての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じる伴走型相談支援と、出産・子育て応援金を支給する経済的支援を一体的に実施します。

支援・手続きの流れ

妊娠届出時

① 保健師等との面談

母子健康手帳を交付し、妊娠から出産までの見通しや各種手続きなどを一緒に確認します。

<当日持ってくるもの>

妊娠届、本人確認書類、振込先のわかるもの、印鑑

② 出産応援金申請書の提出

面談後に申請書を記入し、提出してください。

※本人が来庁できない場合は、後日、面談日程を調整し、本人との面談終了後に申請書をお渡しします。

出産応援金

(妊娠届出の面談後)

5万円



申請期限：妊娠中

※妊娠届出後、流産・死産となった場合でも対象となります

妊娠7〜8か月頃

① アンケートの送付

妊娠7か月頃に、妊娠後期面談(8か月頃)のご案内とアンケートをご自宅へ郵送しますので、ご回答ください。

② 保健師等との面談(希望者のみ)

提出していただいたアンケートをもとに、出産・子育てに向けての準備や産後の見通しなどの相談に応じます。

※面談には事前予約が必要です。



赤ちゃん訪問時

① 助産師等による赤ちゃん訪問

生後2か月頃に、助産師・保健師等がご自宅を訪問し、赤ちゃんの体重測定や産後利用できるサービスや子育て情報などを紹介します。

※出生連絡票の提出後、生後1か月頃にこども健康課保健師等から、お電話で赤ちゃん訪問の案内を行います。

② 子育て応援金申請書の提出

訪問後、お子さんの養育者が申請書を記入し、下記の申請に必要なものを同封し、返信用封筒で申請をしてください。

<申請に必要なもの>

① 出産・子育て応援金給付申請書兼請求書

※必ず押印が必要です

② 振込先口座の通帳又はキャッシュカードの写し

③ 申請者本人の確認書類の写し

子育て応援金

(赤ちゃん訪問等の面談後)

児童1人あたり5万円

申請期限：生後4か月頃まで



※令和4年4月1日から令和5年1月30日までに妊娠届出をした方やお子さまが生まれた方で、やむを得ない事情(長期入院や災害等)で期限内に申請ができなかった方は、こども健康課にご連絡ください。

問い合わせ先

こども健康課母子保健担当

平日/午前8時30分~午後5時

TEL: 092-580-1978 FAX: 092-574-2053

MAIL: chealth@city.onojo.fukuoka.jp

【市ホームページ】



よくあるご質問

Q. 出産応援金は誰が申請できますか。

A. 出産応援金は、妊娠届出時の面談を受けた母親が申請者となります。

Q. 子育て応援金は誰が申請できますか。

A. 子育て応援金は、対象児童の母親又は養育している者が申請者となります。

父母で児童を養育されている場合は、赤ちゃん訪問後に、父・母のどちらが申請されても構いません。

Q. 応援金はいつ頃振り込まれますか。

A. 必要書類一式を受理した日からおおよそ2か月以内に指定の口座へと振り込み、振込日までに決定通知書をご自宅に送付します。

※書類に不備等がある場合には、支給までに時間がかかることがあります。

Q. 口座名義が旧姓のままの場合、口座名義は新姓・旧姓、どちらで記入すればよいですか。

A. 口座名義の氏名変更手続きをされない場合、口座名義は旧姓を記入し、振込が確認できるまで氏名変更手続きを行わないでください。また、本人確認書類には氏名変更の履歴が確認できる書類を添付してください（マイナンバーカード、運転免許証等）。

Q. 振込口座を、申請者以外の名義の口座とすることはできますか。

A. 申請者名義の口座への振込が原則です。やむを得ず、別の方の口座への振込を希望する場合は、申請書裏面の委任状の欄への署名が必要です。

Q. 妊娠判定薬で陽性反応が出たのですが、出産応援金を受け取れますか。

A. 出産応援金を受け取るには産科医療機関等を受診し、医師による妊娠の確認が必要となりますので、まずは産科医療機関を受診してください。

Q. 出産応援金または子育て応援金を申請せずに、大野城市へ転入しました。この場合、大野城市・転入元の市町村のどちらへ申請をすればよいですか。

A. 大野城市での申請を希望される場合、転入元の市町村へ出産応援金または子育て応援金の支給状況を確認します。転入元で未申請の場合、大野城市で面談後、申請をしてください。なお、大野城市・転入元の市町村の両方から支給を受けることはできません。

Q. 大野城市で妊娠届または赤ちゃん訪問の面談を受けました。大野城市外への転出を予定していますが、この場合、大野城市・転出先の市町村のどちらへ申請をすればよいですか。

A. 大野城市で面談を受けた場合は、転出される前に大野城市へ出産応援金または子育て応援金の申請をしてください。申請せずに大野城市外へ転出された場合は、転出先での面談後、申請をしてください。なお、大野城市・転出先の市町村の両方から支給を受けることはできません。

Q. 大野城市に住民票がありますが、里帰り先で赤ちゃん訪問を受けました。

この場合、大野城市・里帰り先の市町村のどちらへ子育て応援金の申請をすればよいですか。

A. 住民票がある大野城市に申請してください。

Q. DV（ドメスティックバイオレンス）などにより、やむを得ず、住民票を元の住所地から異動させずに別の市町村に避難しています。この場合、住民票のある市町村・避難先の市町村のどちらへ出産・子育て応援金の申請をすればよいですか。

A. 避難先の市町村で面談を受けた場合は、当該避難先の市町村に申請することができます。